

くらしのフレッシュ便



広島県生活センター

相談ファイル

～保証金を振り込んだのに～



＜相談内容＞

「超低金利・無担保」というダイレクトメールを見て、電話で200万円の融資を申し込んだ。すると、「あなたの今の状況では、保証が足りないので60万円入金して欲しい」と言われたため、指定の口座に振り込んだのに、いつまでも融資されない。ダイレクトメールには、貸金業の登録番号が記載されていたので信用した。既払金を取り戻したいが、どうしたらいいか。
(40歳代 男性)

＜アドバイス＞

このケースは、「融資保証詐欺」と呼ばれるヤミ金融の手口の一つで、融資の約束をした後に、保証料などと称して現金や小切手などを送付させ、融資をしないまま連絡を絶ち、受け取った現金などをだまし取ります。

貸金業者は、国や都道府県に登録が義務付けられています。この業者は、まるで登録をしているかのように登録番号を記載していましたが、実際には無登録業者でした。このように登録番号を詐称している業者もあり、被害者は、ヤミ金融とは気づかずに利用することも多いので注意が必要です。

ヤミ金融は様々な名簿を基にダイレクトメールなどを送りつけたりして、「超低金利・無担保」「どなたでも即日融資」「自己破産者OK」「審査無し」と勧誘します。もし、執拗な勧誘があっても、毅然とした態度で断りましょう。決して、自分から照会や確認のための連絡もしないことが一番です。

おかしいと思ったらすぐに警察に届け出ましょう。

情報ファイル

～フィッシング詐欺に気をつけて～

フィッシング (phishing) とは、金融機関やオンラインショッピングの業者などからのEメールを装い、住所や名前、銀行口座やクレジットカードの番号、有効期限、ID、パスワードなどの個人情報を入力させて、金銭をだまし取る行為です。

フィッシングの具体的な方法としては、現在のところ、「ウェブサイト誘導型 (Eメールの受信者に対して偽のウェブサイトへアクセスするように仕向け、そのウェブサイトを使って個人情報を入力させる方法)」と、「Eメール返信型 (個人情報を入力したEメールを返信させる方法)」があります。

フィッシングによって予想される被害は、得た個人情報を使ってオンラインショッピングなどで多額の商品を購入したり、ネット銀行で、本人の預金が他人の口座に振り込まれたりするなど様々です。

金融機関などが個人情報をEメールで尋ねてくることはありません。個人情報を聞き出すようなEメールが届いても応答しないことです。また、Eメールに含まれているリンクなどを不用意にクリックしないようにしましょう。

もし、個人情報を入力してしまったら、名前が使われた本物の企業に連絡し、金融機関の場合はすぐに利用停止手続きをしましょう。



消費生活相談状況(11月) ※1月26日現在確定分

11月中に、県内の相談窓口で受け付けた消費生活相談は、3,068件ありました。

情報料等を請求するハガキやメールなどが届いたという架空請求・不当請求の相談が依然として多く寄せられています。

主な苦情相談は右の表のとおりです。

11月の苦情相談ワースト5

順位	商品・サービス	相談件数
1	情報提供サービス	1,976
2	融資サービス	145
3	商品一般	67
4	家具・寝具類	47
5	書籍・印刷物	44

～ お 知 ら せ ～

スマートライフ講座

ペイオフ解禁直前チェック

～預金保険制度のしくみと対策～

日 時 平成17年3月17日(木) 13:30～15:00
会 場 広島県生活センター研修室(県庁農林庁舎1階)
講 師 全国銀行協会企画部広報室長 御崎良雄さん
定 員 30名
参加料 無 料
申込み 電話でお申し込みください。(TEL 082-513-2731)

消費者啓発講座

日 時	場 所	対 象	講 師
2月15日(火) 10:10～11:20	因島市 田熊公民館	高齢者	生活センター職員
2月17日(木) 13:30～15:00	神辺町 湯田公民館	高齢者	消費生活アドバイザー 正藤 英夫
2月17日(木) 13:30～15:00	因島市 三庄公民館	高齢者	消費生活専門相談員 宮本 ひろみ
2月28日(月) 13:10～14:40	廿日市市 津田公民館	福祉委員, 生活支援員	消費生活専門相談員 川村 佐和子

広島県生活センター (環境生活部管理総室消費生活室)

〒730-8511 広島市中区基町10-52 県庁農林庁舎1階

消費啓発グループ TEL 082-513-2731